

令和 6 年度

奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験

公募要領

令和 6 年 6 月

近畿地方整備局 奈良国道事務所

～目次～

1. 目的	4
2. 実験概要	4
(1) 実験期間	4
(2) 実施箇所	4
(3) 実施箇所の駐車区画および駐車可能台数	5
(4) 運営車両	5
(5) 運営時間	5
(6) 運営方法	5
(7) 実施主体	5
(8) 本実験における実験参加者の役割	5
(9) 実験スキーム	7
(10) 主な検証項目	7
(11) 実施区分	7
(12) 実験協議会への参加・協力	8
(13) 他業務との連携について	8
3. 実験参加者の公募要件	9
4. 実験参加者の選定	9
(1) 選定方法	9
(2) 選定基準	9
(3) 確認書の取り交わし	10
5. 応募書類	10
(1) 提出書類	10
(2) 公募受付	11
(3) 提出方法及び部数	12
(4) 受付期間	12
(5) 公募に関する質問	12
(6) 実験参加者選定までのスケジュール（予定）	12
(7) 提出書類に関する留意事項	12

<添付書類>

- 〈様式1〉・・・応募申請書
- 〈様式2-1〉・・・応募者の概要
- 〈様式2-2〉・・・構成法人の概要〈※複数事業体による応募の場合〉
- 〈様式2-3〉・・・確認事項〈単独事業体での応募〉
- 〈様式2-4〉・・・確認事項〈複数事業体での応募〉
- 〈様式3-1〉・・・公募要件（必須要件）
- 〈様式3-2〉・・・運営管理の妥当性（加点点評価項目）
- 〈様式3-3〉・・・利便性・安全性を高める取組方法の妥当性（加点点評価項目）
- 〈様式3-4〉・・・検証への協力の提案（加点点評価項目）

<公募資料における定義>

公募資料において、以下のように定義する。

「応募」：本実験への公募に対し応募申請を行うこと

「応募者」：本実験への公募に対し応募申請を行う者

「実験参加者」：本実験への公募に対し応募し、実験の参加者として選定された事業体

「事業体」：地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者であり、本実験参加者として事業を担う者

1. 目的

地方部における観光二次交通を確保する取り組みとして、奈良県高市郡明日香村の飛鳥駅前広場(近鉄飛鳥駅前 道の駅「飛鳥」駐車場)にカーシェアリングステーションを設置し、観光二次交通としての有用性等の検証を行うこととする。

2. 実験概要

(1) 実験期間

確認書の取り交わし日～令和7年3月(予定)

(カーシェアリング運用期間: 令和6年10月～令和6年11月(予定))

※カーシェアリング運用期間は、延長することがある。

※敷地管理者の指示により、一時的に利用期間に制限が生じる場合がある。

(2) 実施箇所

実施箇所は以下の図に示す1箇所を予定している。

(a) 奈良県高市郡明日香村大字越6番地の2(道の駅「飛鳥」駐車場)

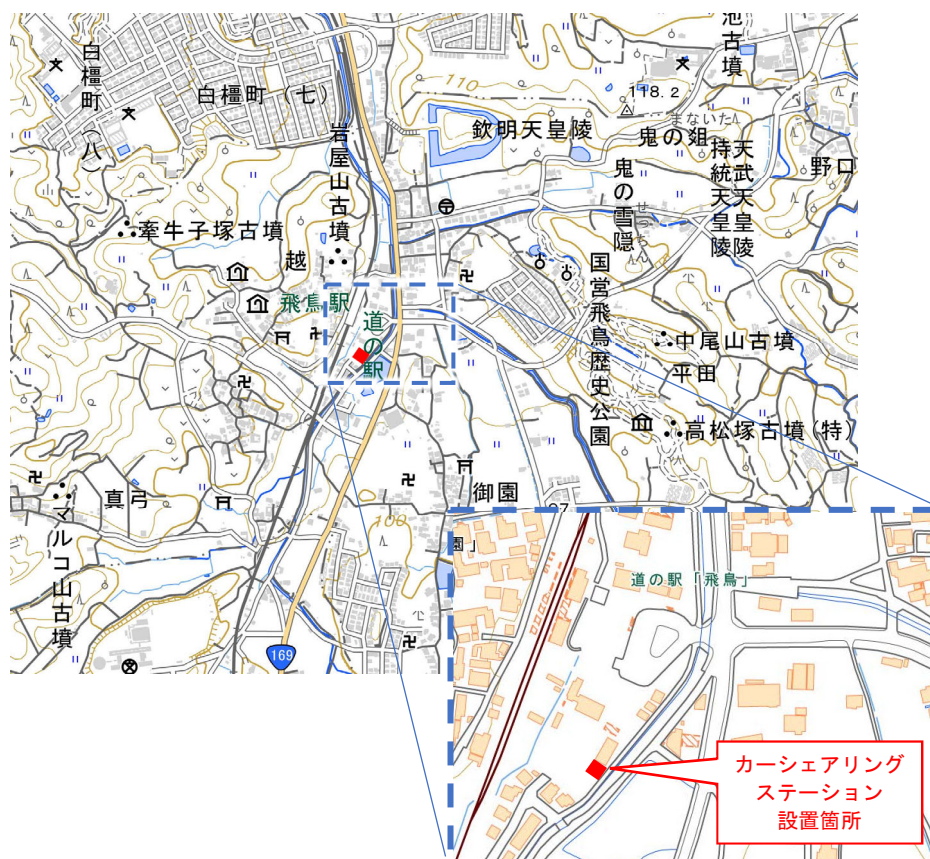


図 2-1 本実験実施箇所

(3) 実施箇所の駐車区画および駐車可能台数

各実施箇所の駐車区画及び駐車可能台数について以降に示す。



(4) 運営車両

軽自動車 又は 小型自動車

カーシェアリングステーション 1 区画に 1 台配置

※本社会実験における軽自動車又は小型自動車は道路運送車両法に基づくものとする。

(5) 運営時間

0 : 0 0 ～ 2 4 : 0 0 （2 4 時間）

注）実施箇所の施設管理上必要な場合に、一時的に時間変更が生じる可能性がある。

(6) 運営方法

ラウンドトリップ方式（車の借受場所と返却場所が同じ）

(7) 実施主体

近畿地方整備局 奈良国道事務所

＜実施主体の役割＞

- 実験結果に基づき、公共交通からの乗り換え利便性及び取り組みの有効性の分析・検証を行う。

(8) 本実験における実験参加者の役割

「2. (2)実施箇所」において本実験の運営を行うものとする。なお、運営にあたっての条件は以下のとおりである。

① 車両の維持管理について

実験参加者にて、本実験に必要な車両を用意し、安全で快適な車両を保つため関係法令に基づく保守点検及び清掃を行うものとする。

② 運転免許の確認及び機器等の保守管理について

実験参加者にて、運転免許を保有している者だけが利用できるシステムや運用方法を導入するものとする。機器等を用いる場合には、その保守管理も行うものとする。

③ カーシェアリングステーションの使用について

カーシェアリングステーションの駐車区画が公共施設であることに配慮し、実施箇所の敷地管理者からの求めがあった場合は、それに従うものとする。

④ ラウンドトリップ型カーシェアリングでの運用

本実験は貸出ステーションと返却ステーションが同じとなる「ラウンドトリップ型カーシェアリング」にて行うものとする。

⑤ 運営管理について

- (ア) 実験参加者は、利用者対応業務、利用料金等の徴収、利用者向けの利用マニュアルの提供等の運営管理を行うものとする。特に、緊急時の対応が早急に取れるよう体制を確保するものとする。これらの業務に関しては、利用者の安全性及び利用環境に配慮し、工夫すること。

なお、運営管理の方法については、実験期間中においても近畿地方整備局奈良国道事務所と協議できるものとする。

- (イ) 実験参加者は、当該箇所で本実験を行っていることや本実験に関する問い合わせ先について、看板を設置して周知すること。

なお、設置にあたっては別途、近畿地方整備局奈良国道事務所と協議するものとする。

⑥ その他任意で設置する機器について

実験参加者が本実験実施において必要と思われる設備については、別途、近畿地方整備局奈良国道事務所と協議して設置の可否を決定する。なお、設置する場合の費用負担については「(11)実施区分」に基づき実験参加者が負担するものとする。

⑦ 安全性・車道走行の円滑性・利用状況に関する分析について

実験参加者は、本実験にて収集した利用データや走行データ等、分析に必要な情報等を顧客情報に留意のうえ、近畿地方整備局奈良国道事務所に提供することとする。

また、本実験期間中に分析が必要となった場合も同様とする。

⑧ 駐車区画の使用について

本実験で使用する駐車区画は近畿地方整備局奈良国道事務所が敷地管理者から使用許可を得て実験を実施する。

表 2-1 使用面積

	使用面積
道の駅「飛鳥」 駐車場 (飛鳥駅前)	約 12m ²

(9) 実験スキーム

実験参加者は、「2. (2)実施箇所」において「2. (4)運営車両」によるカーシェアリングの管理運営を行うものとする。

実験参加者は、実験で得られたデータを近畿地方整備局奈良国道事務所に提供すること。

近畿地方整備局奈良国道事務所は、実験参加者のデータ等に基づき、効果検証を実施する。

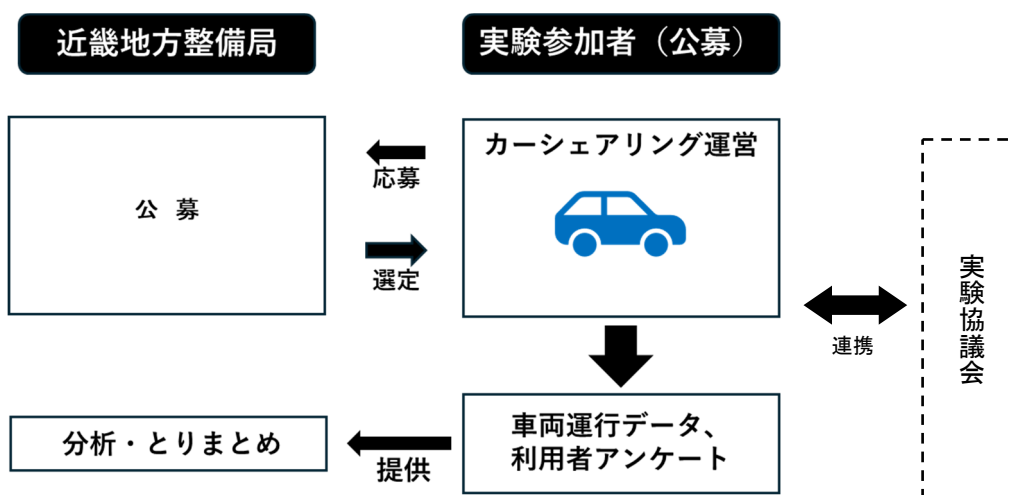


図 2-2 実験スキーム

(10) 主な検証項目

- カーシェアリングの利用実態と行動把握
- 公共交通からの乗り換え利便性の検証
- カーシェアリングの有用性の検証

(11) 実施区分

本実験における近畿地方整備局奈良国道事務所と実験参加者の実施区分は以下の区分に基づくものとする。

表 2-2 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分及び 費用負担区分		管理区分	
		近畿地方 整備局	実験 参加者	近畿地方 整備局	実験 参加者
実験使用 車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーショ ン施設	・社会実験事業（ステーション）看板	—	○	—	○
駐車区画 の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

※但し、日常管理・点検については実験参加者が実施するものとする。

表 2-3 データ提供・効果分析区分

項目	細目	近畿地方 整備局	実験参加者
サービスの有用 性・社会的効果に 関する分析	・車両運行データの取得・提供	—	○
	・アンケートの実施等	○	○
	・サービス内容の有用性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—

(12) 実験協議会への参加・協力

本実験の実施にあたり、「奈良県 明日香村におけるカーシェアリング社会実験協議会」（以下、「本協議会」という。）を関係行政機関、実施主体等で組織し、利用促進のための協議や実験の検証・評価を行うこととしている。

実験参加者は本協議会に参加し、協力するものとする。

協議会実施体制（想定）

分類	区分	組織・役職
会長	国土交通省	近畿地方整備局 奈良国道事務所
委員	自治体	（奈良県の道路・観光部局 等）
〃	〃	（明日香村の政策・道路・観光部局 等）
〃	国土交通省	近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課
〃	実験参加者	（公募により決定）

(13) 他業務との連携について

本実験の実施にあたっては、近畿地方整備局奈良国道事務所が別途契約する業務において車両運行データの分析、アンケート内容の検討、効果分析・とりまとめを行う予定であり、実験参加者は、適宜必要な連携をとることとする。

3. 実験参加者の公募要件

本実験における参加対象者は、以下に示す公募要件を満たすものとする。

＜公募要件＞

- ①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できる者であり、かつ、警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ②実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、「奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験 参加規約」（別添１）を遵守する旨の確認書〈様式２－３，２－４〉を提出できること。
- ③日本国内において道路運送法第 80 条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施していること。
- ④24 時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有すること。
- ⑤24 時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できること。
- ⑥本社会実験の広報に協力できること。

【複数事業体（複数の事業体が共同で実施）により参加する場合】

なお、複数事業体により参加する場合は、①は構成する事業体すべての者の確認ができるものとし、②は構成する事業体すべての者が提出するものとする。

③④⑤⑥については、要件を満たす者が構成事業体に含まれることとする。

4. 実験参加者の選定

(1) 選定方法

提出書類に基づき、近畿地方整備局奈良国道事務所が審査及び実験参加者の選定を行う。

(2) 選定基準

実験参加者の選定にあたっては、応募申請内容を評価し、総合点最上位の 1 者に決定することとする。

最上位の者が 2 者以上あるときは、くじを引かせて決定する。くじ引きの日程等は、必要が生じた際に連絡する。

評価については以下の選定基準の評価項目により行う。詳細な加点・評価内容は〈様式 3〉に示す。

表 4-1 選定基準の評価項目

評価項目	評価の着目点	評価のウェイト
運営管理の妥当性	・カーシェアリング事業を運営している実績。	40 点
	・ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステムが対応できる、または実験開始時に対応が可能な状況にあること。	40 点
	・ステーションについて日常的な保守管理点検ができるもの。	40 点
	・会員登録時に免許証の確認等を行えるもの。	40 点
	・行政機関（国・地方自治体など）が実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績を有すること。	40 点
利便性・安全性を高める取組方法の妥当性	・利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。	40 点
	・安全性の確保に対する対策の具体的な提案。	40 点
検証への協力の提案	・データの提供。	40 点
利用促進に関する具体的な提案	・社会実験時のカーシェアリングサービス利用促進につながる具体的な提案	80 点

(3) 確認書の取り交わし

実験参加者は選定通知受領後、近畿地方整備局奈良国道事務所と確認書（別添 2）を取り交わすこととする。

5. 応募書類

(1) 提出書類

応募者は、以下の書類に必要事項を記載のうえ提出すること。

①応募申請書〈様式 1〉

応募代表者等の必要事項を記入すること。

②応募者の概要〈様式 2-1, 2-2〉

単独事業体による応募は〈様式 2-1〉、複数事業体（複数の事業体が共同で実施）による応募は〈様式 2-1, 2-2〉に必要事項を記入すること。

③確認事項〈様式 2-3, 2-4〉

単独事業体による応募は〈様式 2-3〉、複数事業体（複数の事業体が共同で実施）による応募は〈様式 2-4〉に必要事項を記入すること。

④公募要件〈様式 3-1〉

「3. 実験参加者の公募要件」に示す公募要件を満たしていることを証する書面を提出すること。詳細は下表による。

表 5-1 公募要件を満たすことを証する書面

公募要件	提出する書面
①地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できること。	以下を提出すること。 a.定款・約款 b.国税に関し未納がないことを証する納税証明書（本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの） c.履歴事項全部証明書 d.印鑑証明書 e.補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの） ※複数事業体の場合は構成事業体等全者の書面を提出すること。
②実験参加者は、前項に基づく運営を行っていただくとともに、「奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験参加規約」を遵守する旨の確認書を提出できる者。	提出できる旨を確認する書面を〈様式2－3〉、〈様式2－4〉により提出すること。
③日本国内において道路運送法第 80 条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施していること。	「レンタカー事業者証明書」の写し＋「自家用自動車有償貸渡業（レンタカー事業、レンタカー型カーシェアリング事業）」の許可内容が証明できるもの（運輸支局の証明印が押されたもの）の写し
④24 時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有すること。	左記に記載の要件を満たしていることを証する書面（様式自由）
⑤24 時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できること。	
⑥本社会実験の広報に協力できること。	実施する広報内容の提案書（④本実験への参加計画「本社会実験の利用促進に対する具体的な提案」の添付書類と兼ねることができる）

④本実験への参加計画〈様式3－2，3－3，3－4〉

実験参加者の選定評価項目となる、本実験への参加にあたっての実績、実施内容について記入すること。

その他、提出書類を補足するために必要な資料（任意・様式自由）を添付してもよいが、必要最小限とすること。

また、提出書類の審査・評価の過程で別途確認が必要となった場合は協力をする事。

(2) 公募受付

国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 計画課

〒536-0004 奈良市大宮町3丁目5-11

TEL：0742-33-1303

メールアドレス：kkk-kp-chous04@mlit.go.jp

(3) 提出方法及び部数

提出は電子メール（10MB まで）にて行い、着信を確認すること。ただし、紙で提出する場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）で1部提出するものとする。

(4) 受付期間

令和6年6月21日（金）～令和6年7月12日（金）必着

ただし、紙で提出する場合は、土・日・祝日を除く9：15～17：00

(5) 公募に関する質問

公募に関する質問がある場合には、書面（自由様式）にて質問を受け付ける。質問書に対する回答は、近畿地方整備局奈良国道事務所HP

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/nara/news/2024/20240621.html>)に掲載する。

なお、選定の公平性を確保するため、公募書類提出後の個別の質問等については、回答しない。

①質問書の提出方法

郵送又は電子メールによるものとする。電子メールの場合の使用ソフトはワードとすること。

②提出先

「5. (2)公募受付」と同様とする。

③質問書の提出期限

令和6年6月28日（金）17：00までとする。

④質問書に対する回答

令和6年7月5日（金）までに近畿地方整備局奈良国道事務所HPへ掲載する。

(6) 実験参加者選定までのスケジュール（予定）

① 実験参加者として選定された者に対しては、その旨を書面にて通知する。また、選定されなかった者に対しては、その旨と理由を書面にて通知する。

② 公募から実験参加者の選定までのスケジュール（予定）は以下のとおりである。

令和6年6月21日（金）公募開始

令和6年7月12日（金）公募〆切

令和6年7月下旬 実験参加者の選定通知

(7) 提出書類に関する留意事項

① 提出書類に記載漏れ等の不備がある場合は、受付できない場合があるため、十分に注意すること。

② 提出書類は、本公募要領の様式1～3を用いて、各1部提出すること。

- ③ 審査にあたり、上記以外にも書類等の提出を求める場合がある。また、一度提出された書類は原則として返却しない。
- ④ 選定に係る審査は、提出書類の書面審査により行うことを基本とするため、提出書類（添付資料を含むすべての書類）は、書面上の記述だけで実施内容等が理解できるように記載すること。
- ⑤ 選定されなかった申請者の提出書類は手続終了後に、選定された者の提出書類は実験完了後に破棄するものとする。
- ⑥ 提出書類の作成等に関する費用については、申請者の負担とする。

応募申請書

令和 年 月 日

近畿地方整備局奈良国道事務所長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 役職名 氏名 印

記

奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験に、関係書類を添えて応募します。

応募者の概要

応募の対象	事業の様態	
	単独事業体	複数事業体
奈良県 明日香村における カーシェアリング社会実験		

※応募対象と事業の様態の該当欄に○印を記してください。

名称 (法人名等)		
所在地	〒	
代表者		
連絡先	担当部署名：	
	担当者氏名：	
	電話番号：	
	FAX：	
	E-mail：	

※1. 本様式 2－1 は、単独事業体での応募と複数事業体による応募に共通です。
複数事業体による応募の場合は、代表する事業体の情報を本様式に記載してください。

※2. 複数事業体による応募の場合のみ、構成するすべての事業体等を様式 2－2 に記載してください。

構成法人の概要（※複数事業体による応募の場合）

①	名称 (法人名等)		
	連絡先	住所：	
		担当部署名：	
		電話番号：	
		FAX：	
		E-mail：	
役割			
②	名称 (法人名等)		
	連絡先	住所：	
		担当部署名：	
		電話番号：	
		FAX：	
		E-mail：	
役割			
③	名称 (法人名等)		
	連絡先	住所：	
		担当部署名：	
		電話番号：	
		FAX：	
		E-mail：	
役割			
④	名称 (法人名等)		
	連絡先	住所：	
		担当部署名：	
		電話番号：	
		FAX：	
		E-mail：	
役割			

※1. ①～④ で欄が不足する場合は適宜追加してください。

確認事項〈単独事業体での応募〉

令和 年 月 日

近畿地方整備局奈良国道事務所長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 役職名 氏名 印

記

本実験への参加にあたり、「奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験 参加規約」を遵守し、実験における相互の役割分担を示す「奈良県 明日香村におけるカーシェアリング社会実験」の実施に関する確認書を国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長と締結することに同意します。

確認事項〈複数事業体での応募〉

令和 年 月 日

近畿地方整備局奈良国道事務所長 様

(応募代表者)

住 所			
会 社 名			
代 表 者	役職名	氏名	印

住 所			
会 社 名			
代 表 者	役職名	氏名	印

住 所			
会 社 名			
代 表 者	役職名	氏名	印

住 所			
会 社 名			
代 表 者	役職名	氏名	印

記

本実験への参加にあたり、「奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験 参加規約」を遵守し、実験における相互の役割分担を示す「奈良県 明日香村におけるカーシェアリング社会実験」の実施に関する確認書を国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長と締結することに同意します。

公募要件（必須要件）

評価内容		書類の添付がある場合○をつける	評価点及び条件
①	地方公共団体を除く企業又は団体で、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できること。		左記要件を確認できる書類（※1）を添付すること
②	実験参加者は、前項に基づく運営を行うとともに、「奈良県 明日香村におけるカーシェアリング社会実験 参加規約」を遵守する旨のを提出できること。		左記要件を確認できる書類（※2）を添付すること
③	日本国内において道路運送法第80条の許可を受け、カーシェアリング事業を実施していること。		
④	24時間体制のコールセンターやトラブル対応の窓口を有すること。		
⑤	24時間緊急対応可能な安全管理体制が確保できること。		
⑥	本社会実験の広報に協力できること。		左記要件を確認できる書類（※3）を添付すること

※1 確認できる書類：以下に示す書類をすべて提出するものとする。

- ①定款・約款
- ②国税に関し未納がないことを証する納税証明書
(本社の所在地を所轄する税務署にて交付のもの)
- ③履歴事項全部証明書
- ④印鑑証明書
- ⑤補足資料（企業概要、財務諸表に類するもの）

複数事業体等の場合は構成事業体等全者の書類を提出すること。

※2 確認できる書類：以下に示す該当する書類を提出するものとする。

- ①「レンタカー事業者証明書」の写し＋「自家用自動車有償貸渡業（レンタカー事業、レンタカー型カーシェアリング事業）」の許可内容が証明できるもの（運輸支局の証明印が押されたもの）の写し

※3 確認できる書類：以下に示す該当する書類を提出するものとする。

実施する広報内容の提案書

ただし、様式3-4 ②「本社会実験の利用促進に対する具体的な提案」の添付資料と兼ねることができる。

運営管理の妥当性（加点評価項目）

実施内容			入力項目	評価点 及び条件
①	カーシェアリング事業を運営している実績 【該当する項目に○をつけること】	運用実績あり		40点
		運用実績なし		0点
②	ラウンドトリップ方式カーシェアリングにシステム が対応できる、または実験開始時に対応が可能な状 況にあること。 【該当する項目に○をつけること】	対応可能		40点
		対応不可能		0点
③	ステーションについて日常的な保守管理点検ができるものであること 【巡回頻度を記載すること】	予定巡回頻度 回/週	週 2 回以上	40点
			週 1 回	20点
			0回	0点
④	会員登録時に免許証の確認等を行えるものであること。 （新規利用者が利用したいタイミングで利用で きるよう、オンライン・窓口等で認証ができる） 【該当する項目に○をつけること】	オンライン及び窓口 など設置		40点
		オンライン登録確認		20点
		郵送登録確認		10点
⑤	行政機関（国・地方自治体・公的研究機関含む）が 実施する社会実験に対し、運営・実施・協力の実績 を有すること。 （カーシェアリング以外の社会実験でも良い） 【該当する項目に○をつけること】	実績あり		40点
		実績なし		0点

※ ②で対応可能とした場合、他での対応実績を証明する書類を添付すること
⑤で実績ありとした場合、証明する書類を添付すること

利便性・安全性を高める取組方法の妥当性（加点点評価項目）

実施内容			入力項目	評価点 及び条件	
①	利用者利便性の向上につながる工夫として具体的な提案。 【実施する項目に○をつけること。複数選択可能】 【その他の欄はカッコ内に具体的な提案内容について記載すること】	a	地図・案内板の設置		○ひとつにつき5点
		b	即時入会（アプリ等）の設置		
		c	公式アプリの提供		
		d	MaaSアプリ等への情報提供・組み込み		
		e	利用促進や利用誘導のためのプッシュ通知等の実施（センシングの応用）		
		その他 （最大3提案とし、1行に1項目記載すること）			
		f	・（自由記載）		
			・（自由記載）		
・（自由記載）					
②	安全性の確保に対する対策の具体的な提案。 【実施する項目に○をつけること。複数選択可能】 【その他の欄はカッコ内に具体的な提案内容について記載すること】	a	ステーション内またはその周辺での安全対策設備の設置		○ひとつにつき5点
		b	ステーション内またはその周辺での発進時感知センサーの設置		
		c	ドライブレコーダーの設置		
		d	利用者への交通安全ルール・マナー啓発		
		e	アルコール検知装置の搭載		
		f	安全装置（自動ブレーキ・レーンはみだし感知等）搭載車両の設置		
		その他 （最大2提案とし、1行に1項目記載すること）			
		g	・（自由記載）		
			・（自由記載）		

※自由記載欄については、内容の分かる資料を添付すること。

検証への協力の提案（加点点評価項目）

実施内容			入力項目	評価点 及び条件		
①	実験における国土交通省へのデータの提供 【実施する項目に○をつけること。複数選択可能】 【その他の欄はカッコ内に提供できるデータについて記載すること】	a	車両の動態に関するGPSデータの提供	○	○ひとつにつき10点 a・b・cは必須とする	
		b	OD・利用時間・利用距離等の提供	○		
		c	利用者数・属性別等の提供	○		
		d	その他 （最大1提案とし、1行に1項目記載すること）			
		・（自由記載）				
②	利用促進に関する具体的な提案 【実施する項目に○をつけること。複数選択可能】 【その他の欄はカッコ内に具体的な提案内容について記載すること】	a	観光・情報サイト等の連携		○ひとつにつき10点	
		b	関係企業等とのコラボ （車のラッピング等）			
		c	モーダルコネクト推進 （鉄道・バス事業者等との連携）			
		d	無料券発行等のキャンペーン （時間帯による割引、周辺店舗等との連携等）			
		e	自社での取組との連携 （既存会員へのPR）			
		f	その他 （最大3提案とし、1行に1項目記載すること）			
			・（自由記載）			
			・（自由記載）			
			・（自由記載）			

※自由記載欄については、内容の分かる資料を添付すること。

奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験 参加規約

(目的)

第1条 本参加規約（以下「本規約」という。）は、奈良県 明日香村におけるカーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の施行にあたり、実験参加者が参加する上で必要な事項を定めることにより、社会実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とします。

(相互協力)

第2条 実験参加者は、本実験にあたり、実施主体である近畿地方整備局奈良国道事務所（以下「実施主体」という。）に協力するものとします。

(行政上の手続き)

第3条 本規約に基づく本実験の施行に際し、機器・設備等の設置に伴う行政上の手続きや他の公共施設の管理者等との協議、調整は、原則として別表1の管理区分に基づき実施するものとします。

ただし、本実験で使用する駐車区画の使用については実施主体が手続き等を実施します。

2 手続きに他者の協力が必要な場合は、実施主体と協議の上、実施するものとします。

(本実験の施行区分及び費用負担区分)

第4条 実験参加者は、本実験に必要な車両を用意するとともに、車両運行の管理システムを整備・運用し、実施主体に当該車両に関する情報を提供するものとします。

2 実験参加者は、サービスの有用性等に関する分析のためのデータを提供するとともに、実験参加者として分析・評価に協力するものとします。

3 実験参加者は、別表1及び別表2の各項目の実施に要する費用を負担するものとします。なお、これによりがたい事項は実施主体との協議の上、実施するものとします。

(本実験で収集した情報の利用)

第5条 実験参加者は、本実験で収集した情報は、その効果検証等のため、実施主体に提供しなければなりません。

2 実験参加者は、前項以外の目的で本実験において収集した情報を利用する場合は、事前に実施主体に報告し協議する必要があります。

(本実験で収集した情報の取り扱い等)

第6条 実験参加者は、本実験で収集した情報を安全に管理し、情報漏えい等の防止に努めなければなりません。

- 2 実施主体は、本実験で収集した情報の確認後に、実験参加者の責により情報の漏えい等が生じた場合の一切の責任を負いません。

(成果等の公表)

第7条 実験参加者は、本実験で収集した情報を、個別の利用者を特定できないよう統計的に処理し、本実験の成果として公表することができるものとします。

(特許等出願)

第8条 実験参加者が、社会実験の成果に基づく発明を行い、当該発明に係る特許等の出願を行うおうとするときは、実施主体と協議するものとします。

(損害賠償等)

第9条 本実験の施行に起因して実験参加者に生じた損失は、実験参加者が負担するものとします。実験参加者の責により、第三者に損害が及んだときは、実験参加者の負担において損害賠償等必要な措置を講じるものとします。

- 2 本実験の施行に起因して、第三者から苦情があったときは、緊急対応を除き、実験参加者において、必要な措置を講じるものとします。なお、措置に要した費用は、実験参加者が負担するものとします。

- 3 実験参加者は、駐車区画内で発生した事故においては、実施主体に速やかに報告するとともに、事故の対応に努めるものとします。

(財産の帰属)

第10条 本規約に基づき設置した実験機器・設備等の財産区分については、費用負担した者に帰属するものとします。

(実験機器・設備等の撤去)

第11条 本実験で実験参加者が設置した実験機器・設備等については、本実験期間終了後、速やかに実験参加者が撤去するものとします。ただし、実施主体および敷地管理者との協議の上、双方の合意が得られた場合は、この限りではありません。

(本実験の期間)

第12条 本実験の期間は、令和7年3月まで（予定）とします。

(本実験参加の中止)

第13条 実験参加者が自らの都合で、本実験の参加を中止する場合は、実施主体及び実験参加者間で協議の上、本実験を中止できるものとします。なお、一度中止された場合、同一の実験参加者による再開をすることはできません。

(規約の変更)

第14条 本規約の内容を変更する必要がある場合は、実施主体と協議の上、本規約を変更できるものとします。

(その他)

第15条 本規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、実施主体と協議の上、定めるものとします。

別表1 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分及び 費用負担区分		管理区分	
		近畿地方 整備局	実験 参加者	近畿地方 整備局	実験 参加者
実験使用 車等	・車両、車両運行管理システム ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーシ ョン施設	・社会実験事業（ステーション）看板	—	○	—	○
駐車区画 の管理	・実験運用に要するその他機器	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

別表2 データ提供区分、効果分析区分

項目	細目	近畿地方 整備局	実験参加者
サービスの有効 性・社会的効果に 関する分析	・車両運行データの取得・提供	—	○
	・アンケートの実施等	○	○
	・サービス内容の有用性・実現性・社会的効果の分析・とりまとめ	○	—

「奈良県明日香村におけるカーシェアリング社会実験」の実施に関する
確認書（案）

国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「奈良県 明日香村におけるカーシェアリング社会実験（以下「本実験」という。）の実施にあたり、相互の役割等について、次のとおり定める。

（目的）

第 1 条 この確認書は、甲、乙が本実験を実施する上で必要な事項を定めることにより、本実験の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（期間）

第 2 条 この確認書の期間は、確認書締結日から本実験終了までとする。

（相互協力）

第 3 条 甲、乙は、本実験の実施にあたり相互に協力するものとする。

（甲乙の役割）

第 4 条 本実験に係る甲乙の施行区分及び費用負担区分は別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

（事件・事故等の責任）

第 5 条 本実験の実施に伴い生じた損害については、損害を確認した者が二次被害を防止する為の応急措置を行なうものとし、損害の原因が甲乙いずれかの責に帰する場合は原因者が復旧を行うものとする。

2 カーシェアリングの運営に関する苦情の処理は、乙が行うものとする。

3 本実験の実施に伴う前項以外の第三者からの苦情の処理は、甲が行うものとする。

(確認書の変更)

第6条 この確認書を変更する必要があるときは、その都度、甲乙協議の上、変更するものとする。

(その他)

第7条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この確認書の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年7月〇日

甲 国土交通省 近畿地方整備局

奈良国道事務所長 伊藤 努 印

乙 ○○○ ○○○ 印

別表1 施行区分及び費用負担区分、管理区分

項目	細目	施行区分及び 費用負担区分		管理区分	
		近畿地方 整備局	実験 参加者	近畿地方 整備局	実験 参加者
実験使用 車等	・車両、管理システム開発 ・貸出・返却等運営管理に関する機器	—	○	—	○
ステーシ ョン施設	・社会実験事業（ステーション）看板	—	○	—	○
駐車区画 の管理	・実験運用に要するその他機器 等	—	○	—	○
その他	・運転免許の確認	—	○	—	○

別表2 データ提供区分、効果分析区分

項目	細目	近畿地方 整備局	実験参加者
サービスの有効 性・社会的効果に 関する分析	・車両運行データの取得・提供	—	○
	・アンケートの実施等	○	○
	・サービス内容の有用性・実現性・社 会的効果の分析・とりまとめ	○	—